

配水池外面補修工事に係る
制限付き一般競争入札実施要領

平成29年4月

泉大津市

配水池外面補修工事に係る
制限付き一般競争入札実施要領

1 入札に付する事項

(1) 工事名称

配水池外面補修工事

(2) 工事場所

泉大津市宮町1 1番7号 中央配水場

(3) 工事期間

契約日から平成29年10月31日まで

(4) 工事概要

配水池外面補修工事(1号・2号・3号・4号配水池)

屋上補修工 396.0㎡

外壁補修工 322.0㎡

付帯工 1 式

(5) 施工方式

単体とする。

(6) その他

本工事の入札は、予定価格及び最低制限価格を事前に公表して行う。

予定価格(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

=102,081,000円

最低制限価格(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

=90,932,000円

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産者で復権を得ない者

- キ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 一般競争入札の告示の日から入札執行の日までの期間において、泉大津市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に規定する指名停止又は指名回避の措置を受けていない者であること。
- (6) 一般競争入札の告示の日から入札執行の日までの期間において、泉大津市暴力団排除条例（平成24年泉大津市条例第1号）に規定する入札参加への排除措置を受けていない者であること。
- (7) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可を受けている者であること。

- (8) 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査結果(入札日現在有効なもの)の水道施設工事に係る総合評定値が1,200点以上の者であること。
 - (9) 平成29・30年度泉大津市建設工事等入札参加資格の水道施設工事の等級区分がA等級であること。
 - (10) 平成19年4月1日以降、平成29年3月31日までに完成している官公庁発注による水道施設工事について、最終請負金額が1億円以上である工事を元請として施工した実績があること。(共同企業体での施工の場合は、出資比率が30パーセント以上の構成員の場合に限る。)
 - (11) 建設業法第26条の規定による監理技術者については、水道施設工事に係る監理技術者資格取得後、5年以上の実務経験がある者を専任で配置できること。
- 3 入札実施要領の交付期間等
- 告示の日から平成29年5月2日(火)まで
泉大津市のホームページ (<http://www.city.izumiotsu.lg.jp/>) からダウンロードすること。
- 4 入札参加資格審査手続
- (1) この入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、本市の入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 制限付き一般競争入札参加申請書(様式1)
 - イ 資格確認調書(様式2)
 - ウ 同種工事施工実績調書(様式3)
 - エ 監理技術者配置予定調書(様式4)
 - オ 入札参加資格者証等の送付用封筒(長形3型封筒に送付先を明記の上392円分の切手を貼付すること。)1部
 - (2) 申請書類の提出について
 - ア 提出方法及び提出期限
申請書類と送付用封筒1通を同封のうえ郵送にて提出するものとし、平成29年5月2日(火)の消印を有効とする。(書留又は簡易書留郵便とすること。)
 - イ 送付先
〒595-8686 泉大津市東雲町9番12号
泉大津市役所 総務課契約検査担当 宛
 - (3) 入札参加資格の通知
 - ア 入札参加資格審査の結果、資格を有すると認めたものについては入札参加資格者証を送付し、認めなかったものについては、その旨の理由を

付して通知するものとする。

イ 通知日時等

平成29年5月12日（金）付けで簡易書留郵便にて郵送する。

(4) その他

ア 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された申請書等は返却しない。

ウ 平成29・30年度泉大津市建設工事等入札参加資格の有無及び水道施設工事の等級区分については、随時問い合わせに応じる。

5 設計図書等の閲覧及び交付に関する事項

(1) 本工事の設計図書等については、次のとおり閲覧に供するものとする。

ア 閲覧期間

告示日から平成29年5月16日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

イ 閲覧場所

泉大津市東雲町9番12号

泉大津市役所4階 泉大津市総務課契約検査担当

(2) 入札に参加を希望する者については、次のとおり設計図書等を提供するものとし、一堂に会する現場説明会は開催しないものとする。

設計図書（図面、設計書、仕様書）は有料とし、次のとおり購入するものとする。

ア 購入期間

平成29年4月25日（火）から平成29年5月16日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

イ 購入方法

設計図書等の購入要領のとおりとする。

6 設計図書等に係る質疑及び回答に関する事項

(1) 質疑書については、質疑事項の有無にかかわらず電子メールにて提出するものとする。

ア 質疑は所定の質疑書（様式5）に記載し、電子メールにて提出するものとする。メールアドレスは入札参加資格者証に記載する。

イ 提出日

平成29年5月17日（水）の午前9時から正午までとする。

(2) 回答書は、平成29年5月22日（月）付けで泉大津市のホームページに掲載する。

7 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札日時
平成29年5月26日(金)午後2時30分
 - (2) 入札場所
泉大津市東雲町9番12号
泉大津市役所 3階 大会議室
なお、入札参加者数によっては、入札場所を変更する場合がある。
 - (3) 入札の執行に当たっては、入札参加資格者証及び工事内訳書を提出しなければならない。
- 8 入札方法
- (1) 入札は、入札執行時に入札執行場所に出席して行わなければならない。
 - (2) 入札者は、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額(消費税及び地方消費税を含まない金額)を入札書に記載すること。
 - (3) 入札執行回数は1回とし、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定による再度の入札は行わない。
- 9 入札の無効
- (1) 泉大津市財務規則(昭和44年泉大津市規則第7号)第105条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - (2) 競争入札参加者心得において示した条件等に違反した入札は無効とする。
- 10 落札者の決定
- 入札を行った者のうち、最低制限価格と予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- 11 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金については、免除とする。
 - (2) 契約保証金については、契約金額の100分の10に相当する額以上とし、次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。
 - ア 契約保証金の納付
 - イ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - ウ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
 - エ 前払保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)による保証
- 12 契約手続等
- 契約書を作成する。
- 13 支払条件
- (1) 前払金 有

- (2) 部分払 無
- (3) 前払いについては、泉大津市建設工事の前払金に関する規則（昭和49年泉大津市規則第29号）の規定により算定した額とする。

14 その他

- (1) 天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがある。
- (2) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 入札参加者はこの実施要領、設計図書等を熟読し、地方自治法施行令、泉大津市財務規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 競争入札参加者心得のとおり
- (5) 労災保険、火災保険等工事目的物、材料等の損害を填補する保険、及び第三者に与えた損害を填補する保険の加入を義務付ける。

15 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒595-8686 泉大津市東雲町9番12号

泉大津市役所4階 泉大津市総務部総務課契約検査担当

代表電話0725-33-1131

FAX 0725-21-0412

泉大津市のホームページ (<http://www.city.izumiotsu.lg.jp/>)